

|  |                                      |   |                 |
|--|--------------------------------------|---|-----------------|
| 会議名  | 令和4年度（2022年度）第1回宝塚市子ども審議会            |   |                 |
| 日時   | 令和4年（2022年）8月10日（水）<br>午後2時00分～4時00分 | 場所  | 宝塚市役所2-4、2-5会議室 |
| 出席者  | 委員                                   | 伊藤篤、中谷奈津子、松島京、治部陽介、大西登司恵、山本洋子、小林恵、西浦裕子、椎山美恵子、石井宏尚、波多野靖明、木田繁子、八木佐和子、山田慎治、藤井真人、菅沼玲子、石井克馬（敬称略）<br>計17名（欠席2名）                                 |                 |
|  | 事務局                                  | 子ども未来部長、子ども家庭室長、子ども政策課長、同係長、同係員   |                 |
|  | 拡大事務局                                | 家庭児童相談担当課長、子ども家庭総合支援拠点開設準備担当課長、子育て支援課長、子ども家庭支援センター所長、子ども発達支援センター所長、子ども育成室長、保育企画課長、同副課長、青少年課長、健康推進課長、学事課長、学校教育課長、幼児教育センター所長、教育支援課長<br>計14名 |                 |
| 会議の公開・非公開  | 公開                                   | 傍聴者   | なし              |
| 内 容（概要）  |                                      |   |                 |
| <p>1 開会</p> <p>2 会議の成立について<br/>事務局： 委員19名中17名出席 宝塚市子ども審議会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数以上の出席があったため会議は成立している。<br/>当審議会については公開を原則としている。本日は、傍聴者なし。</p> <p>3 議題<br/>(1) 宝塚市次世代育成支援行動計画個別事業取組状況について（令和3年度（2021年度）実績）<br/>○事務局から資料①に基づき説明。<br/>委員： 39ページのNo. 2322「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」について取組は評価できるが、施設には給付対象とならない職員もいるため、全職員が9千円上乘せにならないとの声もある。宝塚市では国で決められた定員等をもとに算出した基準額を給付しているのか、実質月額9千円上がるよう宝塚市で算出して給付しているのか、今後はどのように考えられているか。<br/>事務局： 国から示された処遇改善案であり、各施設の配置基準に基づいて算出し補助を行っている。それぞれの施設で配分いただいております。全員が実質月額9千円増というわけではない。また、今年の10月まで国の補助が継続され、その後は施設への施設型給付費での対応が検討されている。<br/>委員： 42ページのNo. 3110「クラブ活動振興」について、昨年度合計60名の部活動外部指導者を配置したとあるが、今年度は増やすよう動いているか。<br/>事務局： 今年度は62名を配置している。部活動外部指導者の増員については、予算確保と人材確保が課題となっている。国から財源が降りてこない増員は厳しく、予算確保に向けて動いていない状況にある。人材確保については、今年度検討委員会を立ち上げ検討を進めている。<br/>委員： 19ページのNo. 1356「子ども家庭総合支援拠点整備事業」について、拠点システムがどのようなものか教えてほしい。また、No. 1357「大学生等修学支援給付金」について、認定者を定める基準と対象者の把握方法について教えてほしい。<br/>事務局： 「子ども家庭総合支援拠点整備事業」について、一つの部署を拠点にするのではなく、各関係部署がネットワークで結びつき、そのネットワークそのものを子ども家庭総合支</p> |                                      |   |                 |

援拠点と位置付けたい考えである。各システムを導入している課が保有している情報を結び付け、各関係部署でその情報を共有して閲覧することができるようにしていく。

事務局： 「大学生等修学支援給付金」について、対象者は宝塚市在住の方で、保護者の方の収入が令和元年のコロナ前と比べて半分か2/3以上減少している方を対象としている。大学の授業料が免除、減免される国の修学支援の制度を受けている方は対象外となる。令和3年度から新規事業として始め、市ホームページや広報誌への掲載、大学でのチラシ配布により募集を行い、最終申請件数約70件のうち25件を認定した。

委員： 47ページのNo. 3212「宝塚自然の家利活用推進事業」について、宝塚自然の家で今後宿泊はできるようになるか。

事務局： 令和4年4月より指定管理者制度を導入し、土日祝を中心にイベントを開催している。施設を利用した宿泊は検討していないが、キャンプ泊は今後検討する予定である。

委員： 55ページのNo. 3521「夜間中学校教育費負担金」について、対象者が0名となっているが、どのような経緯で始めたのか。

事務局： 夜間中学校は兵庫県下では尼崎市と神戸市にあり、宝塚市民は通えない状況にあったが、阪神間で協議を重ね、通えるよう協定を結んだ。今回は0名であったが、今後希望者はいると思われるので、広報誌等で周知し、PRしていきたい。

会長： 過去実際に宝塚市から尼崎市や神戸市に通っている方はいたのか。

事務局： 今回の協定で通うことが可能になったので、過去いなかったのではないと思われる。

委員： 中学卒業生の数がカウントできれば、中学校に行けなかった数はおのずとわかるのではないか。

事務局： 夜間中学校は、中学校を卒業していたとしても十分に義務教育を受けられなかった方や外国籍の方も通えるので、把握は難しい。

会長： 現在尼崎市と神戸市に通っている宝塚市の方がいるかどうかを夜間中学校に聞くことはできないか。

事務局： 聞くことはできるが、現在通っている方はいない。もしいたとしたら、尼崎市に負担金を支払うことになるが、その請求がないので現在はいないということになる。

## (2) 子ども・子育て支援事業計画について

○事務局から資料②に基づき、教育・保育の量の見込みと確保方策について説明。

○事務局から資料③④に基づき、地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策について説明。

○事務局から資料⑤に基づき、中間見直しについて説明。

会長： 資料⑤の3ページ「一時預かり事業（幼稚園型）」の令和5年度量の見込みについて、15,558人日となっているが、15,000人日を超えた時期から少しずつ増加しているのか、または波があったのか教えてほしい。

事務局： 令和元年から2年にかけて少し減少し、令和3年になって少し増加した。

会長： 実際もっと増加しても対応可能なのか。上限はあるか。

事務局： 市外の幼稚園3園が主な受け入れ先になっており、それらが受け入れられる範囲であれば受け入れ可能だが、どこまで受け入れ可能かは分からない。

委員： 資料④の「4 乳児家庭全戸訪問事業」と「5 養育支援訪問事業」、「10 妊婦に対して健康診査を実施する事業」の確保方策とは何を示すのか。また、「6 地域子育て支援拠点事業」の第1から第7というのは何を示すのか。

事務局： 資料④の「4 乳児家庭全戸訪問事業」と「5 養育支援訪問事業」同様に確保方策は、訪問者数を示している。また、「10 妊婦に対して健康診査を実施する事業」の確保方策は、その業務に従事する職員の数を示している。「6 地域子育て支援拠点事業」については、市内を7ブロックに分け、それぞれに保育所や児童館が整備されているため、それぞれの量の見込みと確保方策を記載している。

委員： 資料③の「放課後児童健全育成事業」について、計画通り確保していれば待機児童は出なかったのではないか。

事務局： 学校によっては空き教室の確保ができず、定員を増やせない場合がある。また、民間の学童保育施設を開設するほどの児童数に満たない場合もあり、計画通りの定員確保ができなかった。

委員： 学生で妊娠された方、妊娠したけれど養育するお金がないために中絶を考えられる方、妊娠したけれど父親になる方がいない方等、特定妊婦に関しては、資料のどこかに出てくるか。

事務局： 健康センターにある子育て世代包括支援センターの妊娠・出産相談窓口で、妊婦の方のご相談に応じている。特定妊婦に関しては資料に出てこないが、約60名程度と記憶している。20歳未満の方で妊娠されている方やご家庭の事情で妊娠の継続が困難である方、出産後の養育に不安を感じておられる方など、必要に応じて、保健師等が家庭訪問を行い、様々なサービスを紹介しながら支援をしている。

また、健康推進課で把握した特定妊婦は、要保護児童対策地域協議会にて支援の方針を共有しながら支援していく。

委員： 要保護児童対策地域協議会は18歳か20歳で終わると思っており、養育支援訪問支援事業やこの枠組みの中で彼女たちを支えていくと考えていたが、どうか。

事務局： 要保護児童対策地域協議会について要保護児童と要支援児童は対象が18歳未満となっているが、特定妊婦に関しては年齢関係なく支援の対象になる。

委員： 資料③の「放課後児童健全育成事業」について、待機児童に低学年が多く含まれているという点を問題視すべきであり、地域そのものにどのような社会資源があるのかを見ていく必要がある。また、人口推移等も予測していかなければならないと考える。今回「放課後児童健全育成事業」について中間見直しを行わないとのことであるが、そのあたりどう考えているか。

事務局： 地域的に乖離がでてきているので、こういった形のデータをもって検証すればよいか、専門家とデータ利活用の協議を行っている。今回、中間見直しを行わないが、将来的に見直しを行っていく。

### (3) 子どもの貧困対策計画について

○事務局から資料①と資料⑥に基づき説明。

○事務局から「子ども家庭総合支援拠点整備事業」と令和4年度新規事業「養育費の確保に係る公正証書等作成促進補助事業」について説明。

会長： 「養育費の確保に係る公正証書等作成促進補助事業」について、補助ということは全額ではないのか。

事務局： 全額ではなく、5万円が限度となっている。

会長： 資料⑥の「子どもの貧困対策計画 参考指標調査」について、学習支援事業を利用している世帯の比率が減少しているが、貧困家庭が減少している訳ではないと思われる。どのように考えているか。

事務局： コロナウイルス感染症の影響で集団授業を受ける子どもが減少していることが主な原因と考えている。

委員： 「子ども家庭総合支援拠点整備事業」について、拠点の窓口でワンストップ対応ができるということだと思うが、庁内で連携していることやどこに繋がるかということは、市民には見えにくいと考える。市民に対して分かりやすく提示する工夫が必要ではないか。

事務局： 市民向けのパンフレット等の作成を進めている。どういう相談を受けていくのか、どういうシステムなのか伝えていきたいと考えている。

## 4 その他

○事務局より事務連絡。

事務局： 今後の予定について、議題（２）で審議された子ども・子育て支援事業計画については最終、県とも調整の上、計画の見直しを行っていく。

次回の子ども審議会は来年の３月頃を予定しており、令和５年度の取組について審議する予定である。

最後に、第２１回子ども議会について、令和２年度と３年度はコロナウイルス感染症の影響で実施できなかったが、令和４年度はライブ配信を行う形で密を避けて実施する。８月１９日の１３：３０から１６：００に議場を使用し、市内の小中高校生から市政についての意見を表明する場を設け、意見を反映させるという取組をしているのでぜひご覧いただきたい。

閉会